

第3次湯浅町男女共同参画基本計画

令和4年度～令和8年度

みんなで協力 つれもて創ろう

だれもが輝くまち ゆあさ



令和4年3月

湯浅町

「だれもが輝くまち ゆあさ」の実現に向けて

わが国が本格的に人口減少社会に突入し、経済活動のグローバル化、デジタル化をはじめとする技術革新、新型コロナウイルス感染症など、私たちを取り巻く社会、更には生活や生き方にまで変化の波が押し寄せる中、男女がともに人権を尊重しつつ、喜びや責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、湯浅町においても重要課題のひとつです。



湯浅町では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 24 年度から平成 28 年度までを第1次、平成 29 年度から令和3年度までを第2次計画期間とする「湯浅町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画のための施策を推進してきました。

これまでの取り組みにより、男女共同参画社会の実現に向けて一定の進展はみられたところですが、男女の固定的な性別役割分担意識など、依然として課題は残されています。

また、この間に平成 27 年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などを契機として、社会全体であらゆる分野への女性の進出が進み、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運も高まってきたところです。更に、国際的な動きとして、ジェンダー平等など国連の持続可能な開発目標(SDGs)の推進等に的確に対応していくことが必要となっています。

このような中、近年の社会情勢に対応し、今後5年間に取り組む施策の方針と内容を定めた「第3次湯浅町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。今後とも、誰もが性別に関わりなく、様々な場で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会、「だれもが輝くまち ゆあさ」の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

本計画の推進のためには、行政だけでなく、町民の皆様、事業者、団体、教育に携わる方々などとの連携、協力が不可欠です。皆様のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたってご尽力を賜りました「湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、様々な立場からご指導、ご協力をいただきました町民の皆様及び関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

湯浅町長 上山 章善

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
II	本町の現状と課題	2
1	統計からみる本町の現状	2
2	アンケート調査結果からみる本町の現状	7
3	本町における主な課題	18
III	計画の方向性	19
1	基本理念	19
2	基本方針	19
3	計画の体系	20
IV	施策の展開	21
	基本方針 1 とともに生きる 人づくり	21
	基本方針 2 とともに支える 暮らしづくり	28
	基本方針 3 とともに創る まちづくり	35
V	計画を着実に進めていくために	38
1	庁内推進体制の充実	38
2	地域・事業者等との連携	38
3	多様な主体との連携	38
	資料編	39
1	男女共同参画社会基本法	39
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）	43
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	51
4	湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	58
5	第 3 次湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	59
6	計画策定の経過	60

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 29 年に「第 2 次湯浅町男女共同参画基本計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、基本理念である「みんなで協力 つれもて創ろうと男女に輝くまち ゆあさ」の実現に向けて、施策を推進してきました。

「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画社会の実現が、21 世紀の我が国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題である」と位置付けています。また、平成 27 年には国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、17 の目標のうちの 1 つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。しかし、現実には我が国の男女共同参画の推進状況は、国際的にみて政治分野や経済分野をはじめ、遅れをとっている実情があります。これらの背景には、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等の性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方（固定的な性別役割分担意識 [p.26 参照]）が家庭や地域、職場において、根強く残っていることが影響していると考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、DV [p.26 参照] の深刻化やひとり親世帯及び女性・子供の窮状、女性の貧困等が可視化されたと言われています。一方、仕事ではオンラインの活用が急拡大したことで、テレワーク等の新しい働き方の可能性が広がりました。

このたび、第 2 次計画の期間満了に伴い、国の「男女共同参画基本計画」や県の「和歌山県男女共同参画基本計画」、本町を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第 3 次湯浅町男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」、「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

また、本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「和歌山県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、町の最上位計画である「第四次湯浅町長期総合計画」やその他の関連計画との整合を図り策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。ただし、法改正等の社会情勢の変化や国、県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成／令和（年度）	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	
湯浅町男女共同参画基本計画	第 2 次計画										
						第 3 次計画					

Ⅱ 本町の現状と課題

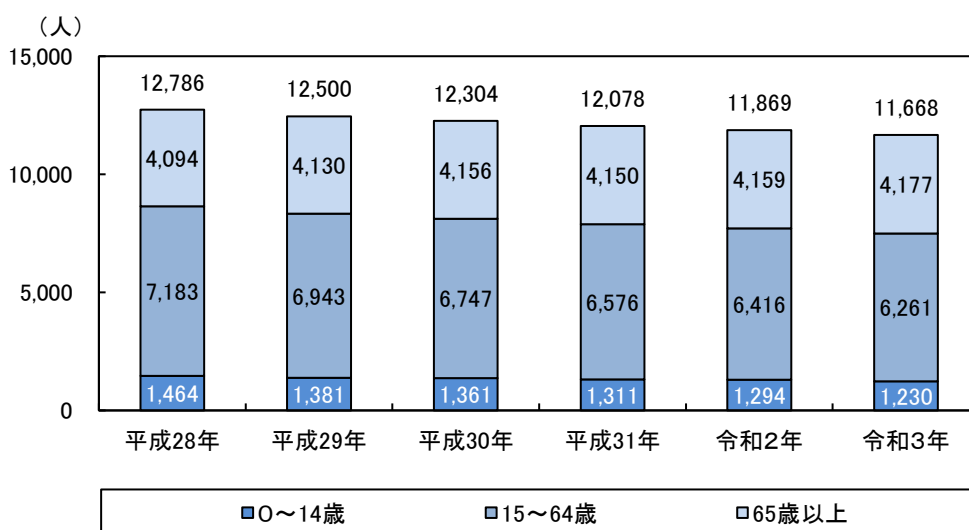
1 統計からみる本町の現状

(1)人口の推移

総人口をみると、年々減少しており、令和3年では11,668人となっています。

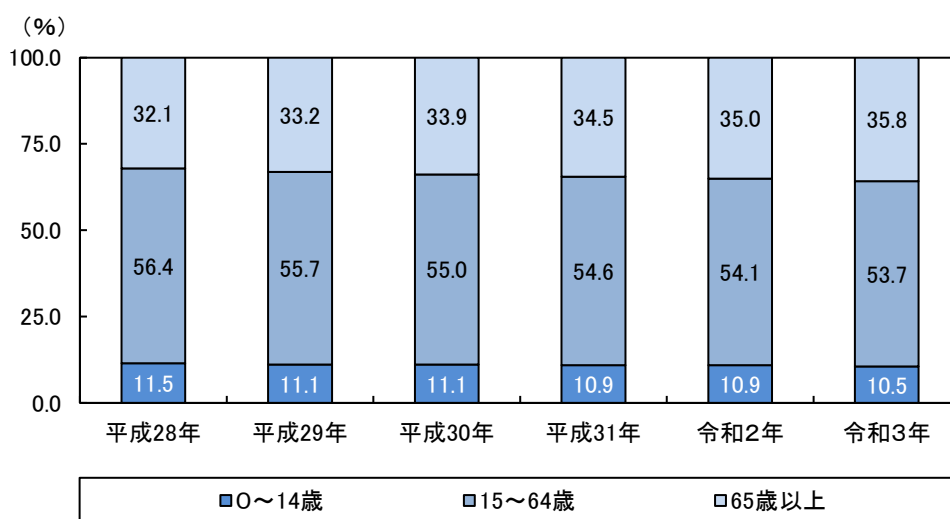
年齢3区分別人口割合をみると、0～14歳、15～64歳の割合が減少している一方、65歳以上の割合が増加しており、令和3年における65歳以上の割合は35.8%となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)
※合計は年齢不詳を含む。

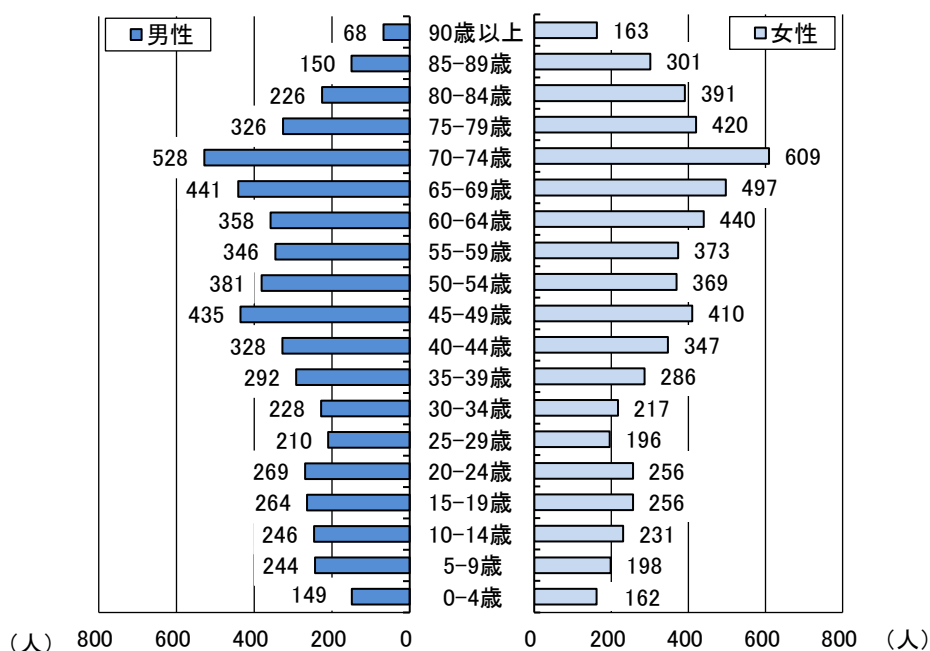
■年齢3区分別人口割合の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

5歳階級別人口をみると、男女とも70～74歳がそれぞれ528人、609人と最も多く、次いで65～69歳がそれぞれ441人、497人となっています。

■5歳階級別人口(令和3年)

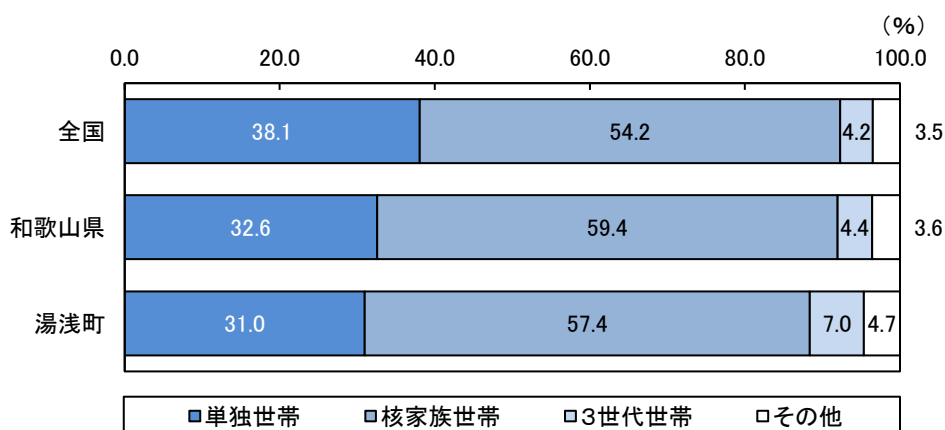


資料:住民基本台帳(令和3年1月1日現在)

(2)世帯の状況

世帯構成をみると、全国・和歌山県より単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高くなっています。また、核家族世帯の割合は全国より高く、和歌山県より低くなっています。

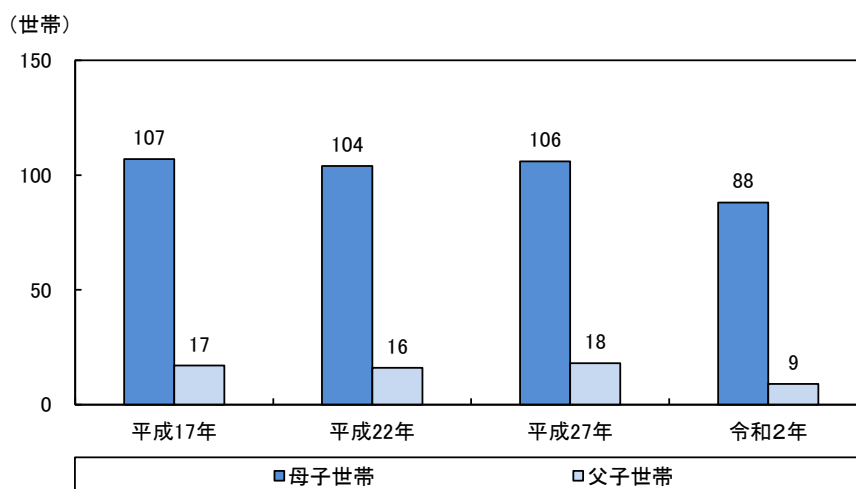
■世帯構成(令和2年)



資料:国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、平成 27 年までは母子世帯、父子世帯ともにほぼ横ばいとなっていたましたが、令和 2 年には母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

■ひとり親世帯数の推移

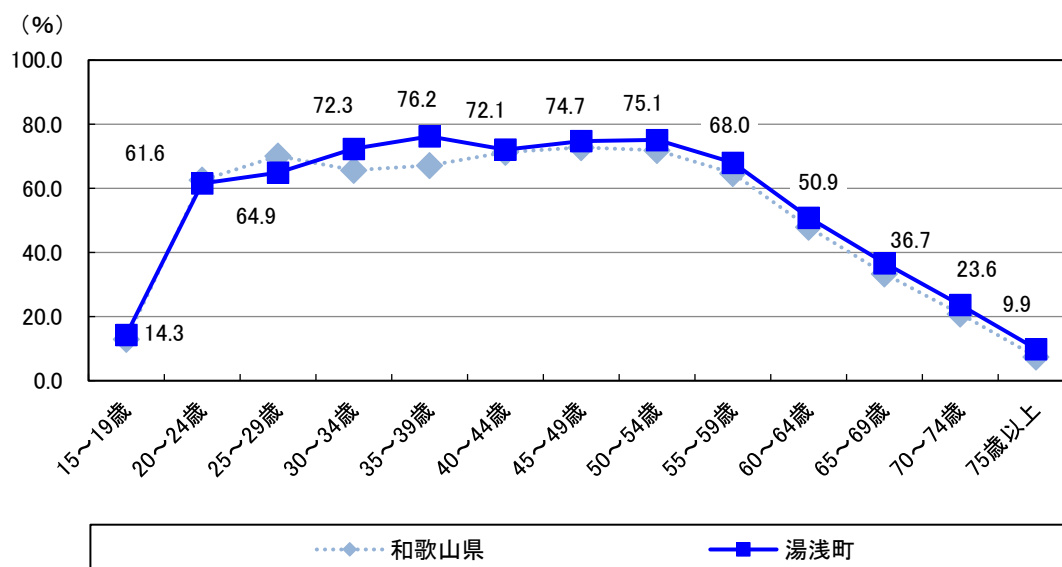


資料：国勢調査

(3)女性の就業状況

女性の5歳階級別就業率をみると、30歳代以降は和歌山県を上回って推移しており、特に30歳代で高くなっています。

■女性の5歳階級別就業率(平成 27 年)

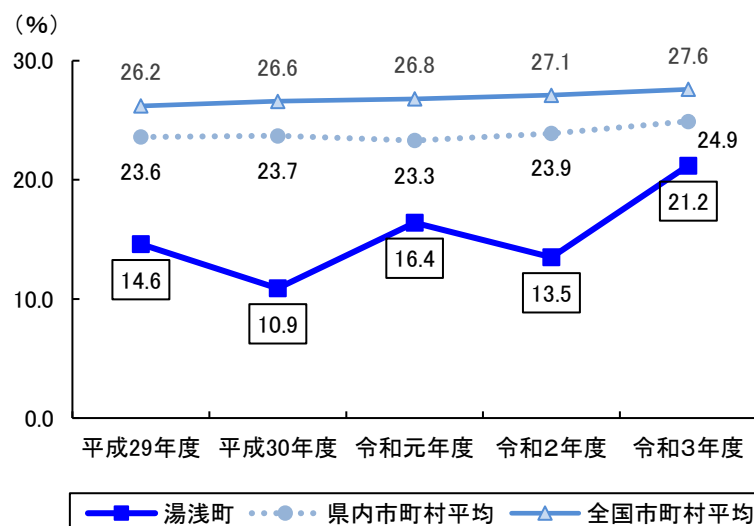


資料：国勢調査

(4)政策・方針決定の場への女性の参画状況

地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性委員割合の推移をみると、全国市町村平均、県内市町村平均を下回って推移しており、令和 3 年度では 21.2%となっています。

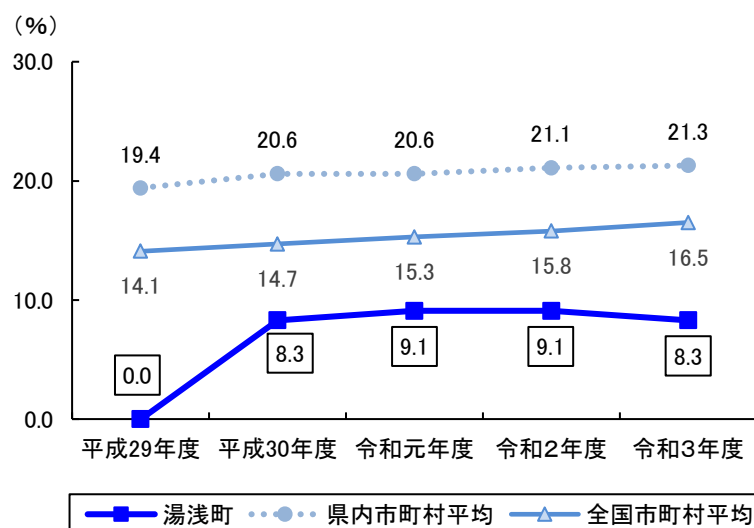
■地方自治法（第 202 条の3）に基づく審議会等における女性委員割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年度4月1日現在）

町職員に占める女性管理職割合の推移をみると、全国市町村平均、県内市町村平均を下回って推移しており、令和 3 年度では 8.3%となっています。

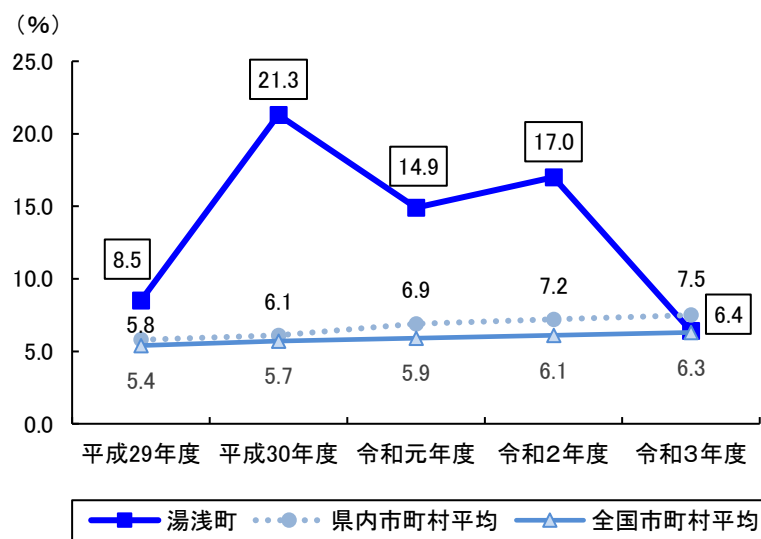
■町職員に占める女性管理職（部局長・次長・課長相当職）割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年度4月1日現在）

自治会長に占める女性割合の推移をみると、令和2年度までは全国市町村平均、県内市町村平均を上回って推移していましたが、令和3年度では6.4%と県内市町村平均を下回っています。

■自治会長に占める女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年度4月1日現在）

2 アンケート調査結果からみる本町の現状

(1) 調査の概要

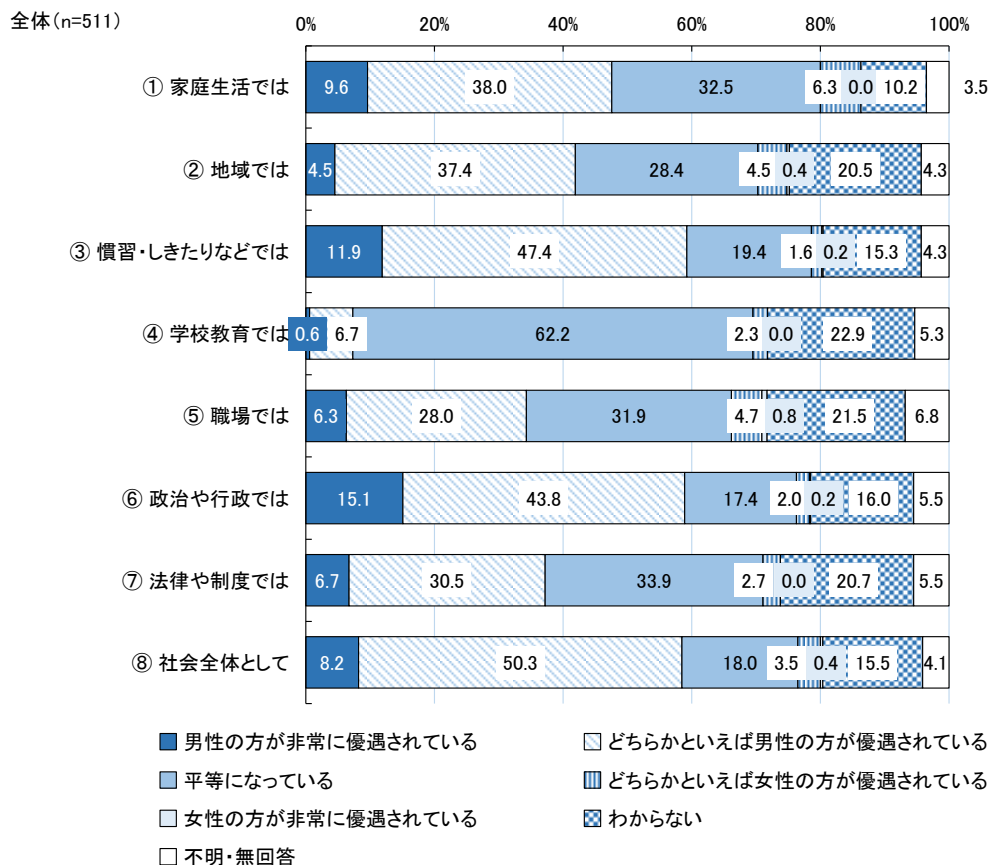
種別	住民アンケート	中学生アンケート	事業所アンケート
調査対象	18歳以上の湯浅町内在住者 1,000人（無作為抽出）	湯浅中学校3年生	従業員規模20人以上の町内 事業所
調査期間	令和3年10月1日～15日	令和3年11月	令和3年11月
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収	直接配布、直接回収	郵送配布、郵送・WEB回収
回収状況	配布件数：1,000件 回収件数：511件 回収率：51.1%	配布件数：80件 回収件数：80件 回収率：100.0%	配布件数：26件 回収件数：9件 回収率：34.6%

(2) 調査の結果

住民アンケート

① 男女の地位の平等感について

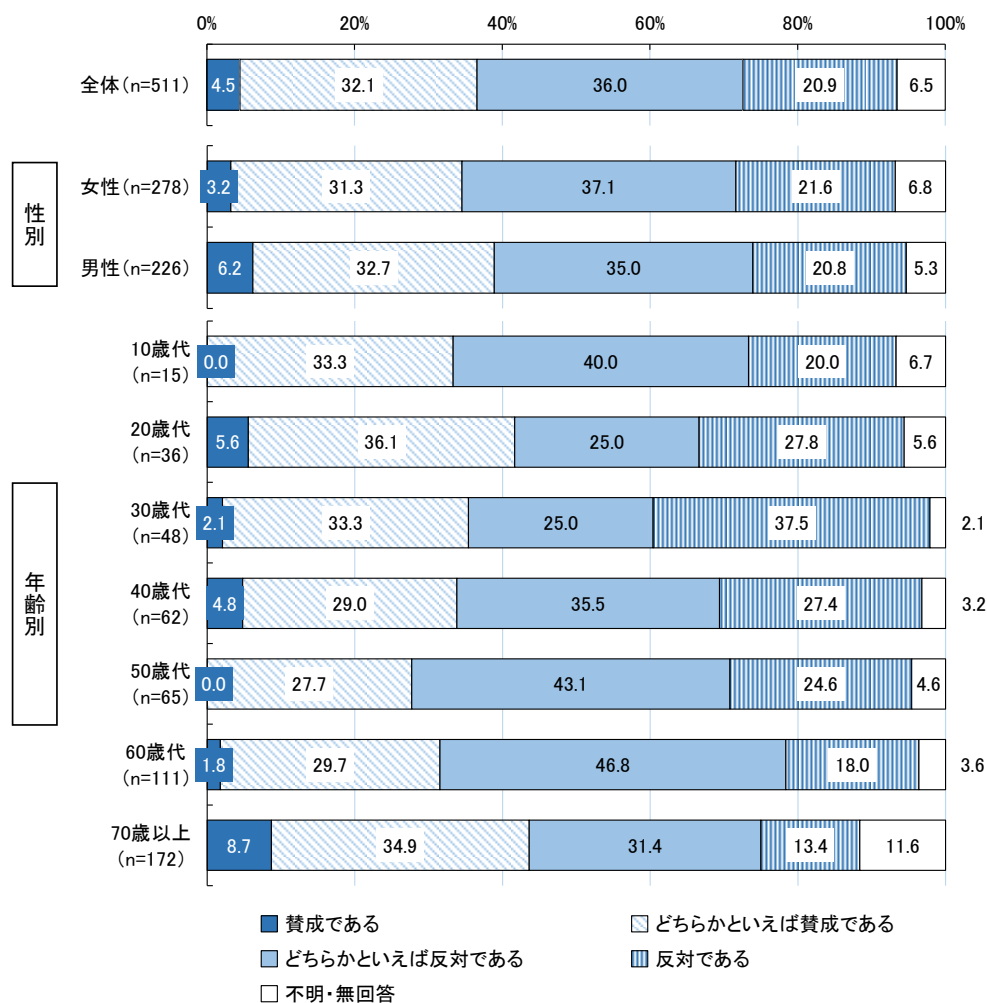
男女の地位の平等感について、各項目ともに『男性が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合が『女性が優遇されている』（「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計）を上回っています。



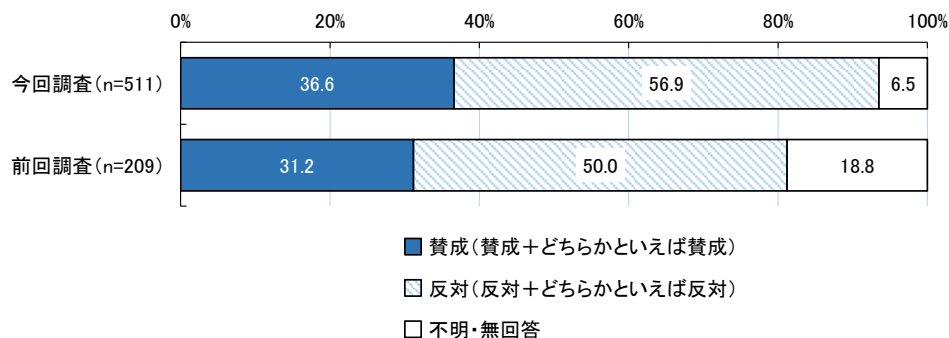
②固定的な性別役割分担意識[p.26 参照]について

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について、全体・性別・年齢別ともに『反対』（「反対である」「どちらかといえば反対である」の合計）が『賛成』（「賛成である」「どちらかといえば賛成である」の合計）を上回っています。また、『賛成』について、性別で見ると女性より男性の割合が高く、年齢別で見ると20歳代・70歳以上が4割を超えています。

また、前回調査との比較では、『賛成』『反対』ともに増加しています。

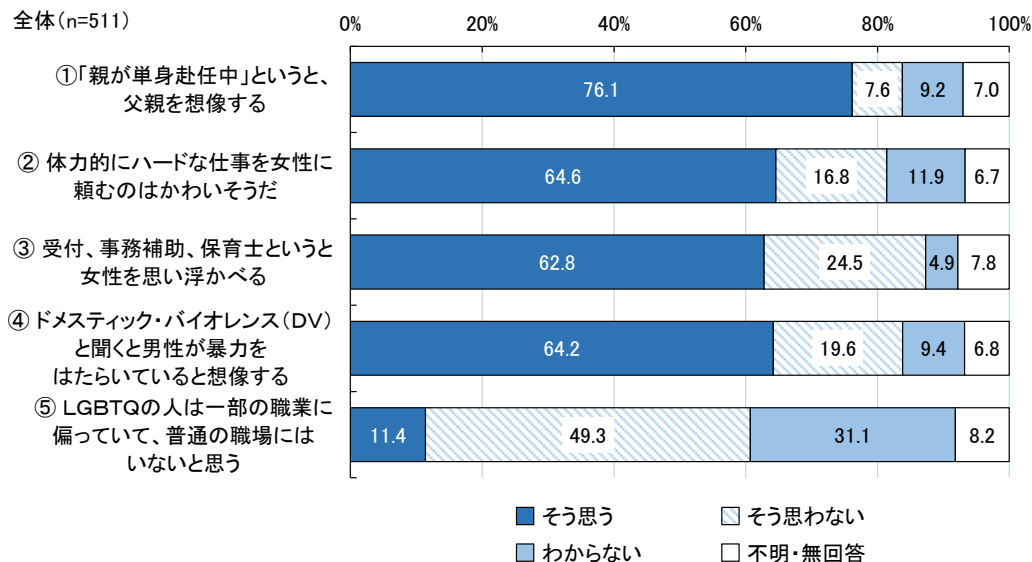


■前回調査との比較



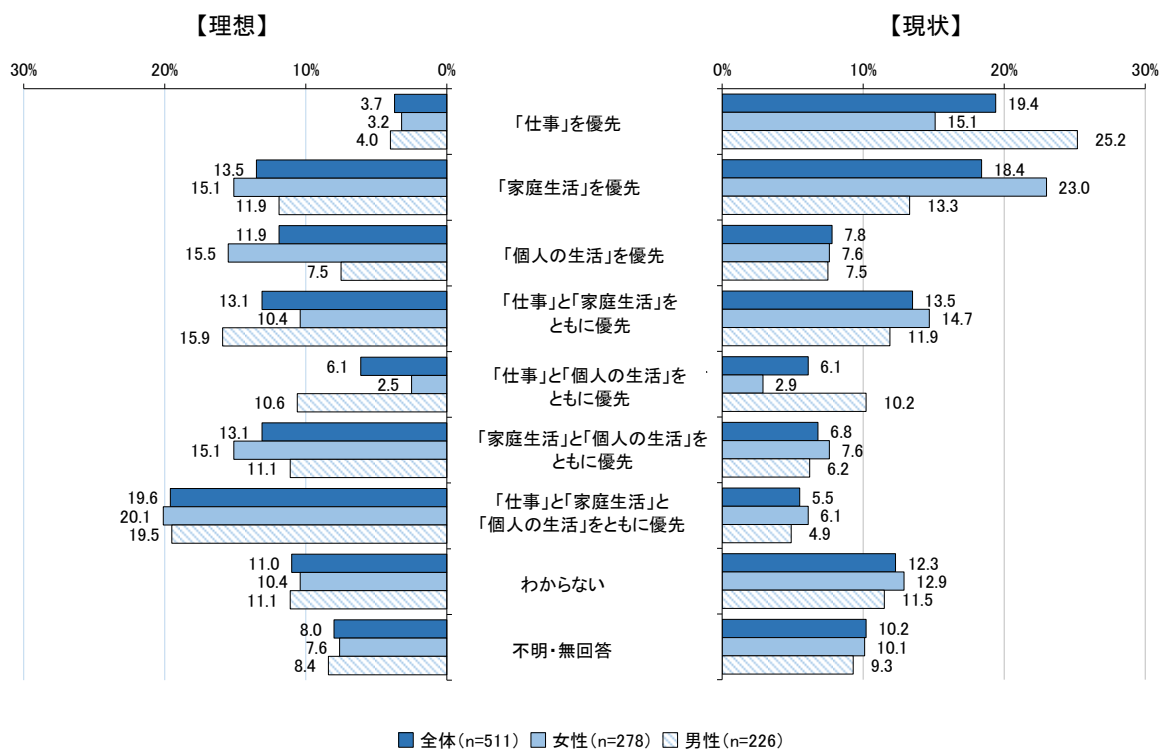
③無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)[p.26 参照]について

無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）について、①～④の項目では「そう思う」の割合が6割を超えており、「①『親が単身赴任中』」というと、父親を想像する」では76.1%となっています。



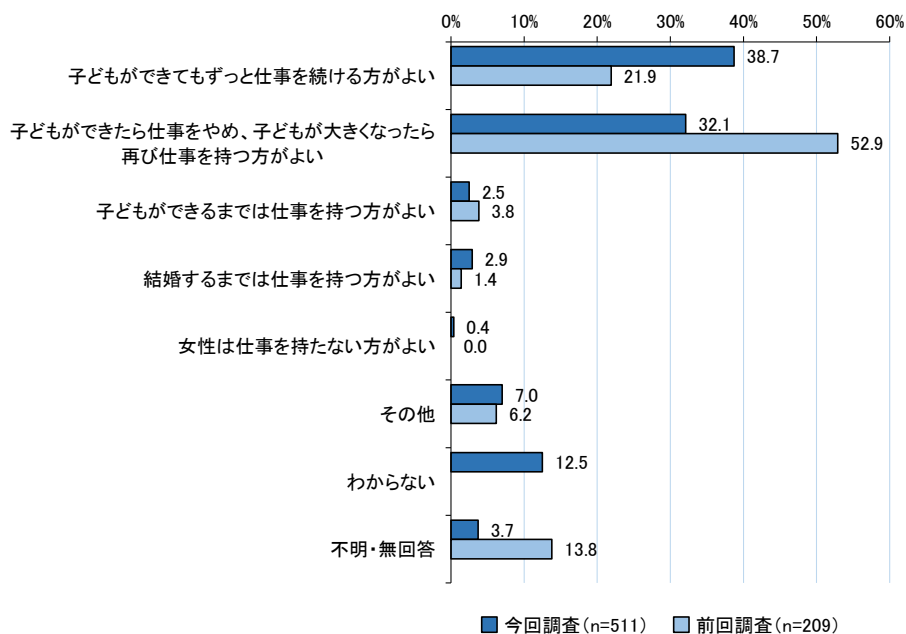
④生活において優先したいこと・していることについて

生活において優先したいこと【理想】について、男女ともに「『仕事』と『家庭生活』と『個人の生活』をともに優先」が最も高くなっています。生活において優先していること【現状】について、女性では「『家庭生活』を優先」、男性では「『仕事』を優先」が最も高くなっています。



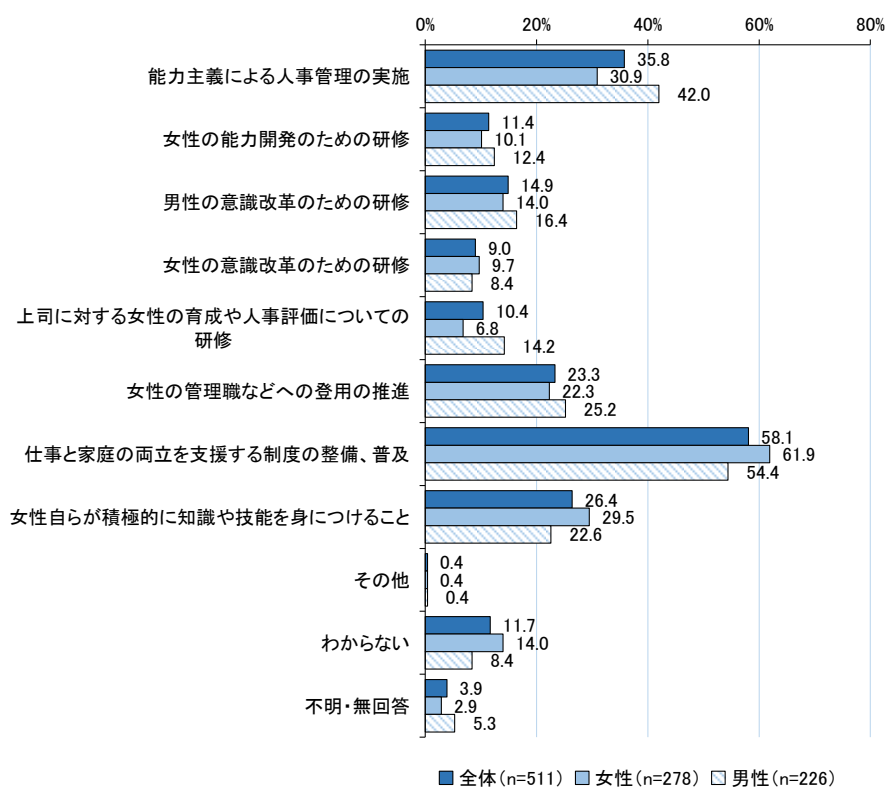
⑤女性の活躍について

女性が仕事をするることについて、前回調査では「子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が最も高くなっていましたが、今回調査では「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」が最も高くなっています。



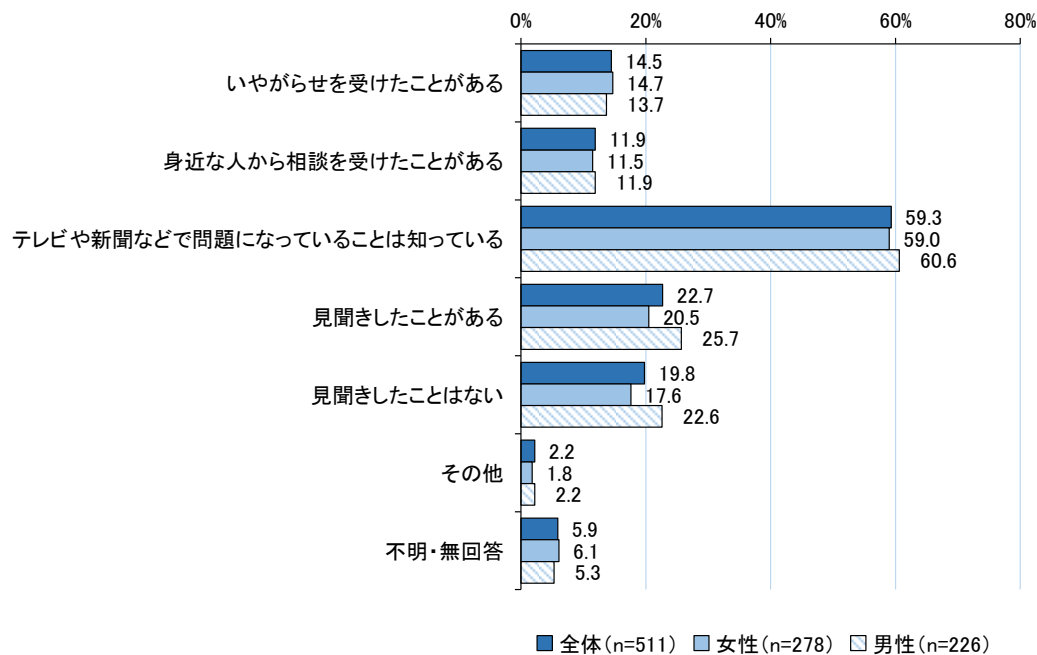
※前回調査では、「わからない」の選択肢はなし。

女性が職場で能力を発揮するために必要なことについて、男女ともに「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備、普及」が最も高く、次いで「能力主義による人事管理の実施」となっています。



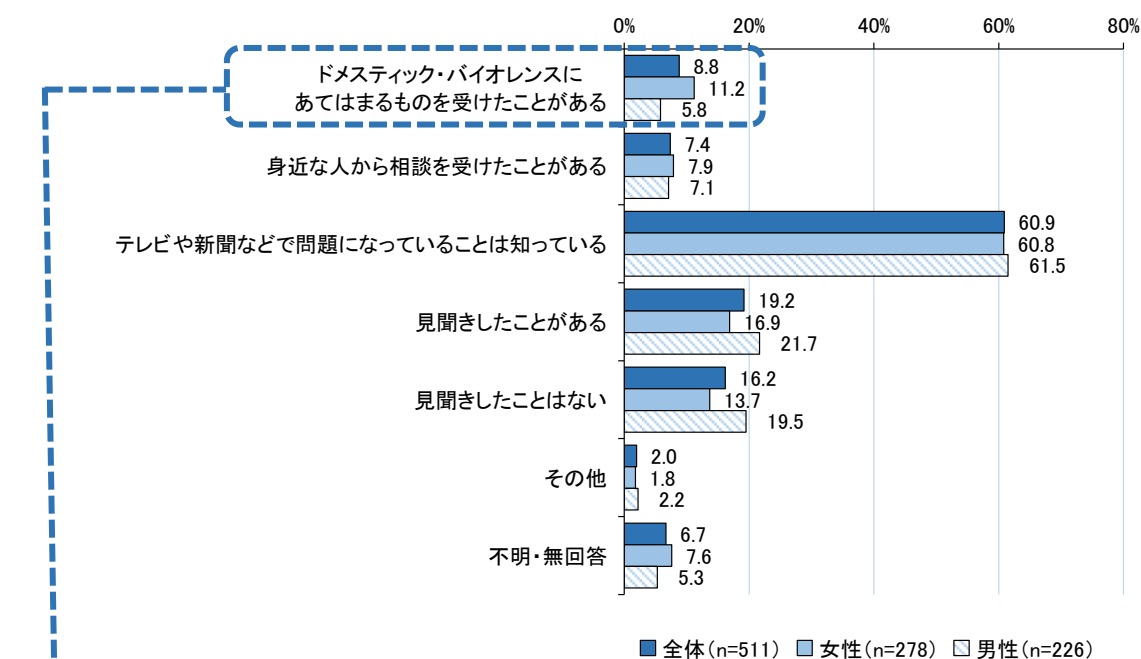
⑥ハラスメント[p.26 参照]について

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの経験等について、「いやがらせを受けたことがある」が女性で 14.7%、男性で 13.7%となっています。



⑦DV(ドメスティック・バイオレンス)[p.26 参照]について

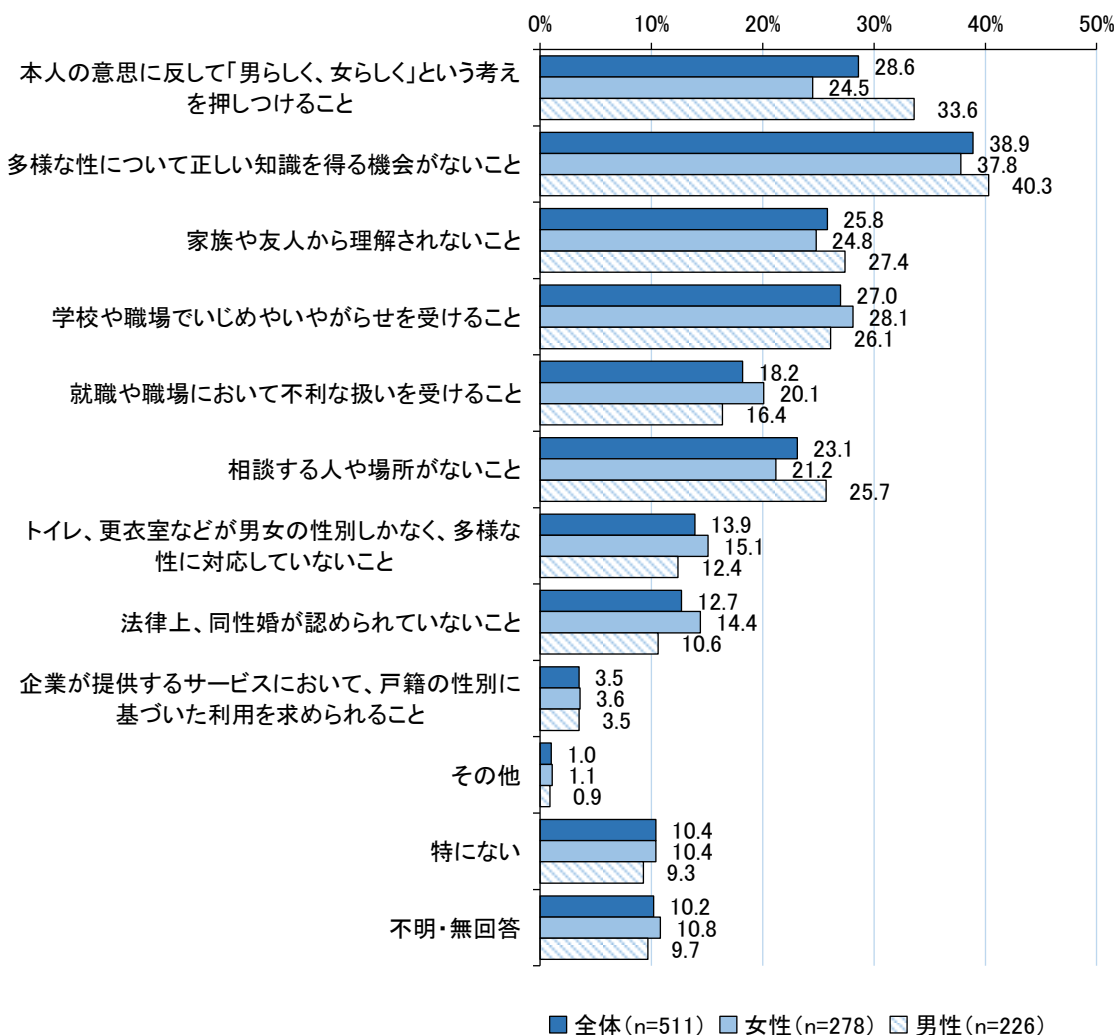
ドメスティック・バイオレンスの経験等について、「ドメスティック・バイオレンスにあてはまるものを受けたことがある」は全体で 8.8%となっています。また、DV を受けた経験がある人のうち、「どこ（誰）にも相談しなかった」は 37.8%となっています。



上段:度数 下段:%	合計	警察に連絡・相談した	公的な相談窓口や電話相談に相談した	民間の機関(弁護士など)に相談した	医師・カウンセラーに相談した	家族に相談した	友人・知人に相談した	相談するところがわからない	どこ(誰)にも相談しなかった	その他	不明・無回答
全体	45 100.0	4 8.9	1 2.2	1 2.2	2 4.4	16 35.6	11 24.4	2 4.4	17 37.8	0 0.0	3 6.7

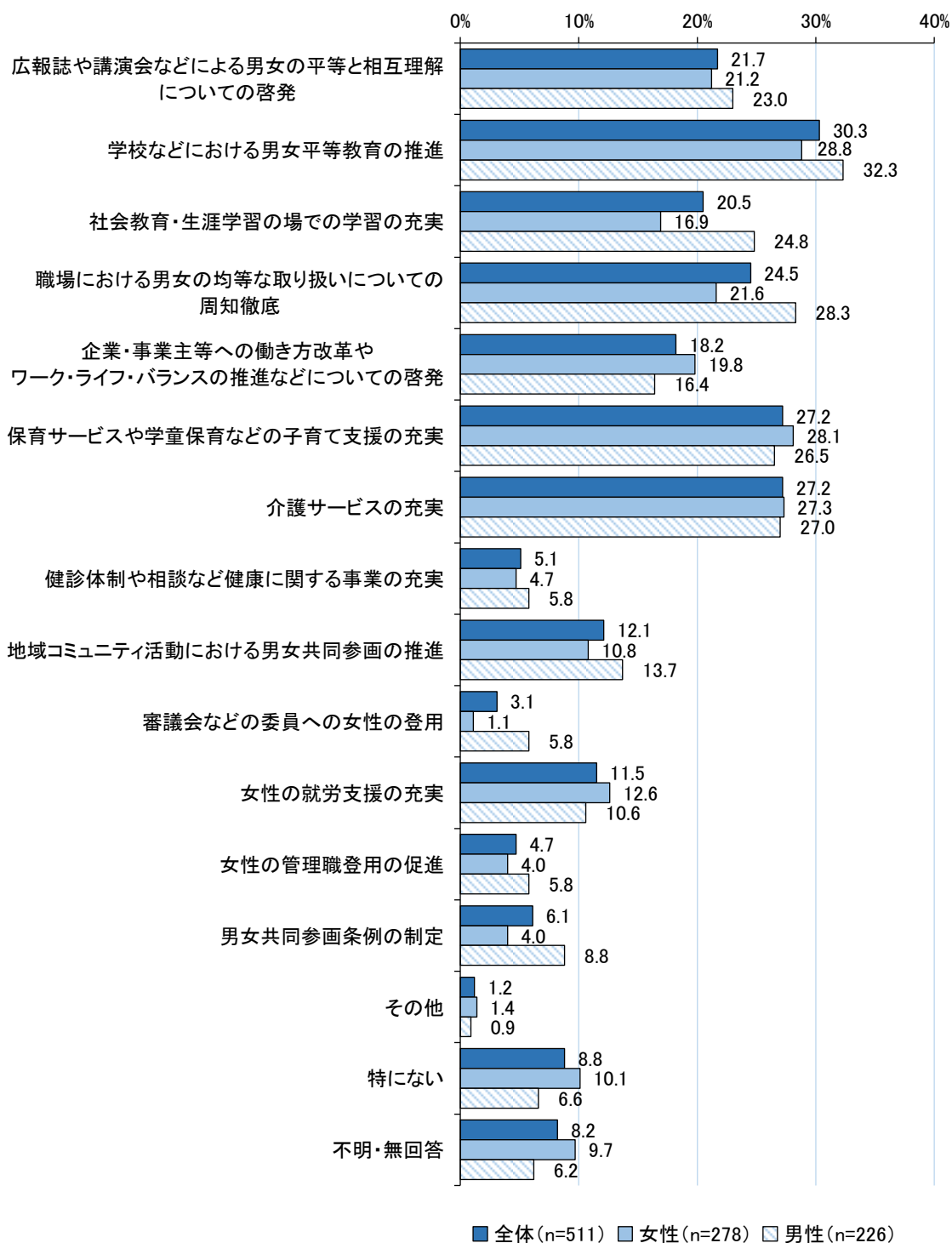
⑧多様な性への理解について

多様な性への理解に関して特に課題だと思うことについて、男女ともに「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」が最も高く、次いで、女性では「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」、男性では「本人の意思に反して『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」が高くなっています。



⑨「男女共同参画社会」の実現に向けて、湯浅町の施策に望むことについて

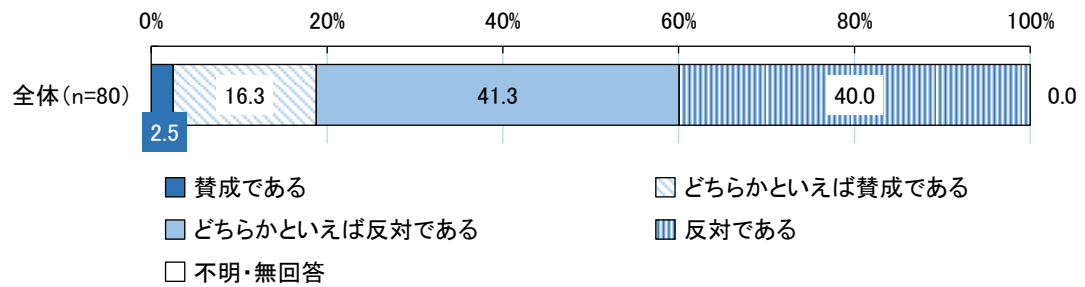
「男女共同参画社会」の実現に向けて、湯浅町の施策に望むことについて、男女ともに「学校などにおける男女平等教育の推進」が最も高くなっており、次いで、女性では「保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実」、男性では「職場における男女の均等な取り扱いについての周知徹底」が高くなっています。



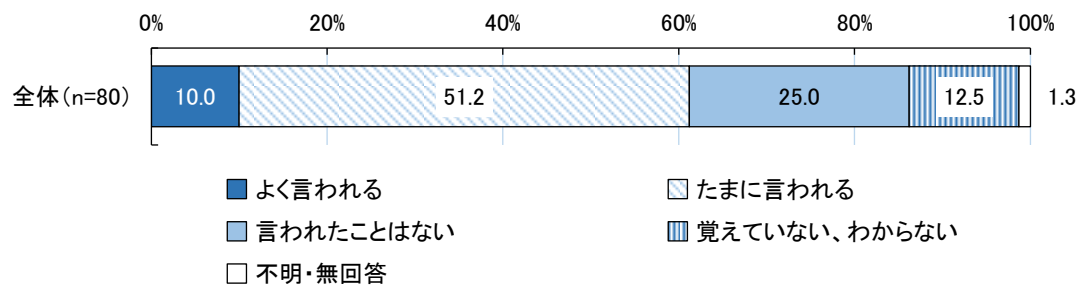
中学生アンケート

①固定的な性別役割分担意識[p.26 参照]について

「男は仕事、女は家庭」といった考え方について、『反対』（「反対である」「どちらかといえば反対である」の合計）は81.3%と『賛成』（「賛成である」「どちらかといえば賛成である」の合計）の18.8%を上回っています。

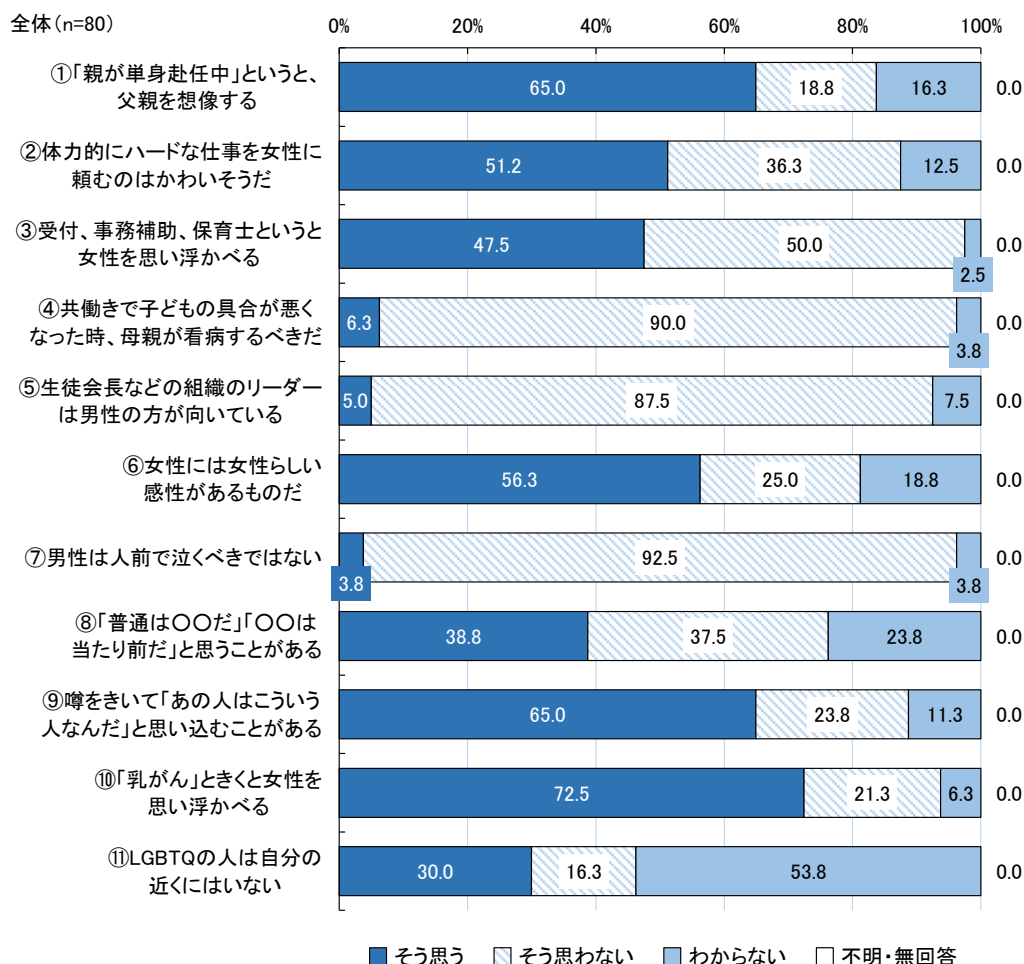


「男の子だから〇〇しなさい」「女の子だから〇〇しなさい」と言われた経験について、「たまに言われる」が51.2%と最も高く、次いで「言われたことはない」が25.0%となっています。



②無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)[p.26 参照]について

無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）について、「①『親が単身赴任中』という、父親を想像する」「②体力的にハードな仕事を女性に頼むのはかわいそうだ」「⑥女性には女性らしい感性があるものだ」「⑨噂をきいて『あの人はこういう人なんだ』と思い込むことがある」「⑩『乳がん』ときくと女性を思い浮かべる」では「そう思う」の割合が5割を超えています。



③湯浅町が将来どのようなまちになってほしいかについて(自由記述)

湯浅町が将来どのようなまちになってほしいかについて、記入された内容を要約し、以下のよう分類を行いました。

全体 (n=78)	
項目	件数
差別・偏見のないまち、男女平等なまち	35
個性を生かせる・自分らしく暮らせるまち	24
誰もが住みやすい・暮らしやすいまち	5
その他	14

事業所アンケート

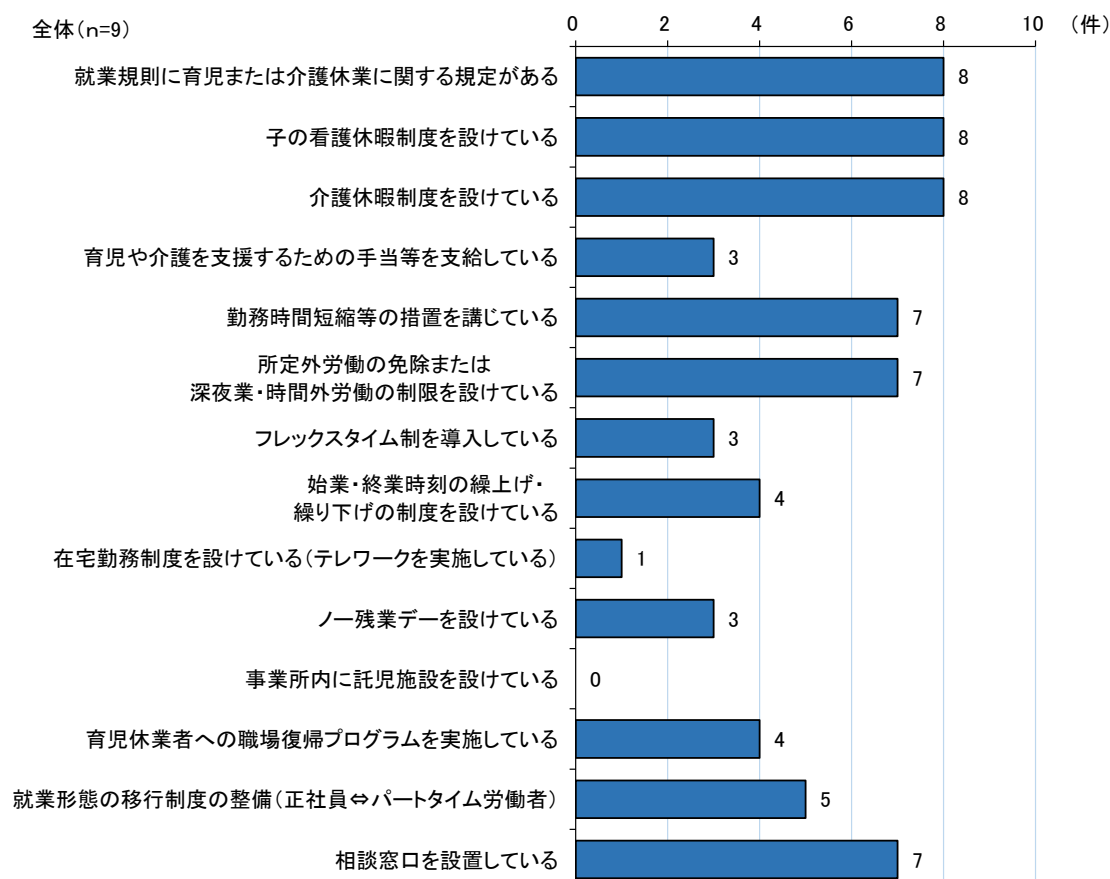
①新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症による影響について、「感染対策防止に伴うコストが増加した」が6件と最も多くなっています。また、「採用者を増やした」「在宅勤務制度（テレワーク）を導入した」という回答もみられます。

全体（n=9）	
項目	件数
感染防止対策に伴うコストが増加した	6
特に影響はない	3
採用者を増やした	1
在宅勤務制度（テレワーク）を導入した	1

②ワーク・ライフ・バランス[p.33 参照]の促進や、働きながら育児・介護を行う従業員のための各種取り組みの実施状況について

ワーク・ライフ・バランス等に関する各種取り組みの実施状況について、各休業制度の実施は行われていますが、フレックスタイム制や在宅勤務制度等を実施している企業は少なくなっています。



③ワーク・ライフ・バランス[p.33 参照]の促進や、働きながら育児・介護を行う従業員のための各種取り組みを実施していない理由について

ワーク・ライフ・バランス等に関する各種取り組みを実施していない理由について、取り組むための費用・人材・代替要員の不足や、業種・業態の関係で取り組みが難しいという理由が多くあがっています。

全体 (n=9)

項目	件数
取り組むための費用が不足しているから	3
取り組みを推進するための人材が不足している（日常業務が忙しく、取り組む余裕がない）から	3
育児休業や介護休業、短時間勤務等による代替要員の確保が困難だから	3
会社の業種・業態の関係上、取り組むことが難しいから	3
現状のままで問題がなく、特に必要性を感じないから	3
取り組み方法がわからないから	1

④女性も男性も同じような環境で働いていくために、特に女性にとって課題となっていることについて

特に課題になっていることについて、「女性には家事・育児等に伴い配置や残業に制約がある」が3件と多くなっています。

全体 (n=9)

項目	件数
女性には家事・育児等に伴い配置や残業に制約がある	3
女性自身が、昇進・昇格を望まず、仕事に消極的である	2
ロールモデルとなる女性の先輩がいないので、イメージがつかめない	2
女性は勤続年数が短いため、長期的な人材として育てられない	1
管理職や同僚等の認識、理解が不足している	1
業務の内容によっては、女性に任せられない、あるいは女性には向いていないことがある	1
管理職に女性を登用する機運がまだ低い	1

3 本町における主な課題

(1)男女共同参画社会の実現に向けた更なる意識づくり

アンケート調査結果では、固定的な性別役割分担意識〔p.26 参照〕について、平成 28 年度の前回調査と比較すると、『反対』の割合が増加している一方で、『賛成』の割合も増加しています。また、「単身赴任をするのは父親」「補助的業務は女性」「DV と聞くと男性が暴力を働いていると思う」といったような、潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方・とらえ方の違いも存在しています。また、中学生アンケート調査結果では、固定的な性別役割分担意識に『反対』の割合が 8 割を超えており、引き続き若年層への啓発が重要となります。

男女共同参画社会の実現に向けては、これらの固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）〔p.26 参照〕の解消を図り、家庭生活や地域、職場における人々の行動の変化につなげていくことが必要です。

(2)女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランス〔p.33 参照〕の実現に向けた支援

本町では、女性の就業率が上昇しており、アンケート調査結果からも、女性の働き方について「子どもができてずっと仕事を続ける方がよい」が最も高くなっています。その一方で、家事分担については、家族内で分担することを理想としつつも、未だその多くを女性が担っている家庭が多い現状もみられます。また、女性が職場で能力を発揮するために必要なこととして「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備、普及」が最も高くなっています。また、事業所アンケート調査結果において、女性が働くにあたって課題となっていることについて、「家事・育児等に伴い配置や残業に制約がある」があがっています。

本町においては、働きたいと考える女性の職場における活躍推進や、誰もが自身の希望に応じて仕事と生活の調和を図れるよう、女性活躍を支える各種サービスの充実や、柔軟で多様な働き方の導入等の働き方改革の推進を行っていくことが必要です。

(3)意思決定の場における女性の参画促進

本町の審議会等における女性委員割合や町職員に占める女性管理職割合は、全国・県内市町村平均より低くなっています。また、アンケート調査結果では、男女の地位の平等感について、『男性優遇』の傾向が未だ強く、「慣習・しきたり」「政治や行政」「社会全体」で「平等になっている」と感じている人の割合は、約 2 割にとどまっています。

多様な価値観や方針を政策等に反映させ、地域における活動を含めて、誰もが活動しやすい環境づくりを進めるため、意思決定の場における女性の参画促進や人材育成の推進が必要です。

Ⅲ 計画の方向性

1 基本理念

男女共同参画社会の実現とは、性別に関わらず、誰もがあらゆる分野に参加する機会が確保され、ともに責任を担い、自分らしく生きることができる社会をつくっていくことです。

本町においても、男女共同参画社会の実現に向けて、第2次計画の基本理念を踏まえ、「みんなで協力 つれもて創ろう だれもが輝くまち ゆあさ」を基本理念とし、更なる男女共同参画に係る取り組みの推進を図ります。

● ● ● 基本理念 ● ● ●

みんなで協力 つれもて創ろう だれもが輝くまち ゆあさ

2 基本方針

基本方針1 とともに生きる 人づくり

性別にとらわれず、誰もが個性や能力を十分に発揮できる風土を培うためには、町民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、ともに生きる人それぞれの多様な考え方を尊重する気持ちを持つことが大切です。家庭や学校、職場、地域活動の場等、社会のあらゆる場において、それぞれが自らの希望に応じて多様な生き方を選択できるよう、啓発や学習機会の提供等を行います。

また、DV〔p.26参照〕は重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるという認識の下、意識啓発を進めるとともに、被害が発生した場合の支援体制の強化を図ります。

基本方針2 とともに支える 暮らしづくり

すべての人が、安心して暮らせるように、男女共同参画の視点に立った支援を行っていくことが大切です。子育て支援等の各種サービスの充実を図り、女性の活躍を支援するとともに、性別に関わらず、誰もがそれぞれの望むかたちで仕事と生活の両立ができるよう支援します。

また、ひとり親世帯や高齢者・障がいのある人等を含むあらゆる人が性差によって困難を抱えることのないような社会、多様な性が尊重される社会、すべての人が健康で豊かな生活を送ることができる社会を目指し、取り組みの充実を図ります。

基本方針3 とともに創る まちづくり

活気のあるまちづくりを進めるためには、性別や世代にとらわれず、一人ひとりが湯浅町の町民であることを意識し、町内の様々な活動に主体的に参画していくことが大切です。性別や世代の違いにとらわれず、ともに意思決定の場に参画でき、主体的な活動に結びつけられるような仕組みづくりに努めます。

また、南海トラフ地震等の災害発生に備えて、男女共同参画の視点に立った防災・復興対策の推進を図ります。

3 計画の体系

基本理念	基本方針	基本目標	具体的な施策
みんなで協力 つれもて創ろう だれもが輝くまち ゆあさ	1 人づくり ともに生きる	(1) 男女共同参画意識の啓発と制度・慣行の見直し	① 男女共同参画に関する啓発 ② 男女共同参画に関する情報収集・提供の促進
		(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	① 家庭における教育の促進 ② 学校における教育の促進 ③ 地域における学習機会の提供
		(3) あらゆる暴力の根絶	① あらゆる暴力の防止に向けた情報の提供 ② 関係機関と連携した相談・支援体制の充実
	2 暮らしづくり ともに支える	(1) 誰もが能力を発揮して働ける環境づくり	① 働く場における男女共同参画の実現と女性の活躍推進 ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進
		(2) 誰もが安心して暮らすための支援の充実	① ひとり親家庭や貧困等の問題を抱えた人への支援の充実 ② 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備 ③ 多様な性のあり方への理解の促進と支援
		(3) 生涯を通じた健康支援	① 妊娠・出産に関する支援の充実 ② 生涯を通じた健康づくりへの支援
	3 まちづくり ともに創る	(1) 意思決定の場における男女共同参画の推進	① 意思決定の場への女性の参画促進 ② 様々な分野における女性の活躍促進
		(2) 男女がともに担う地域づくりの促進	① 男女共同参画の視点に立ったまちづくり ② 防災のまちづくりの推進

IV 施策の展開

基本方針1 とともに生きる 人づくり

(1)男女共同参画意識の啓発と制度・慣行の見直し

すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択していくためには、一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わらず社会のあらゆる分野に参画していくことができる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

地域全体に男女共同参画意識を浸透させるため、様々な機会を活用し、固定的な性別役割分担意識〔p.26 参照〕の払拭や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）〔p.26 参照〕への気づきに向けた啓発活動を行います。

①男女共同参画に関する啓発

項目	内容	担当課
男女共同参画の重要性の周知	「ゆあさ ^{わいワイ} ＹＹまつり」〔p.26 参照〕や各地区で行われる「町民人権学習会」〔p.26 参照〕などの場や広報等を活用し、男女共同参画という言葉の周知や男女共同参画の重要性の啓発を行います。 また、男女共同参画週間等には街頭 PR 活動を行い、男女共同参画についての理解と関心を高めるための啓発を行います。	人権推進課 教育委員会
町職員を対象とした男女共同参画意識の浸透	町職員が男女共同参画についての理解を深めるための研修を実施します。 また、効果的・効率的に研修が行えるよう、実施方法等についての検討を行います。	総務課

②男女共同参画に関する情報収集・提供の促進

項目	内容	担当課
情報の収集と情報提供の促進	男女共同参画週間等を活用して、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 また、広報やホームページ等において、国や県が発行する各種パンフレット等の紹介を行います。	人権推進課
男女共同参画の視点に立った公刊行物の作成	公刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識を助長する文章やイラスト等がないかについてのチェック機能を強化します。	全課

(2)男女共同参画に関する学習機会の提供

固定的な性別役割分担意識〔p.26 参照〕や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）〔p.26 参照〕を生じさせないためには、男女共同参画に対する理解を深めるための教育が何よりも重要です。

次世代を担う子どもに対して、学校・家庭・地域において男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、人権学習会をはじめとした勉強会・講習会等を通して、町民が男女共同参画について学ぶ機会を提供します。

①家庭における教育の促進

項目	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し支え合う意識を育むため、湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」〔p.26 参照〕と連携し、保護者等が男女共同参画の視点から家庭教育を学ぶ機会の提供に取り組みます。 また、学校だよりや面談等を通じ、保護者に対して男女共同参画の重要性を周知します。	教育委員会
男女共同参画の視点に立った家事・子育ての方法の研究	湯浅町家庭教育支援チームや母子保健推進員等と連携し、子育て支援センターを通じて、男女共同参画の視点に立った子育ての方法を研究します。	健康推進課 教育委員会
男女共同参画の視点に立った家事・子育てに関する情報の提供	広報やホームページのほか、湯浅町家庭教育支援チームや母子保健推進員の家庭訪問等を活用し、男女共同参画の視点に立った家事や子育てに関する情報の提供を行います。	健康推進課 教育委員会

②学校における教育の促進

項目	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った保育・教育活動の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれない保育・教育活動を推進し、児童・生徒の個々の能力や適性に応じた指導を行います。	教育委員会
多様な進路選択を可能にする教育・指導の推進	児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、進路を主体的に選択できるよう、キャリア教育、進路指導を推進します。	教育委員会
教職員等の男女共同参画に対する意識の向上	教職員が男女共同参画の視点に立った教育・指導が行えるよう、研修等において指導方法等の共有化を図ります。	教育委員会

③地域における学習機会の提供

項目	内容	担当課
地域における学習活動への支援	男女共同参画の視点に立った学習会や研修会等の実施を検討する自治会や各種団体等に対して、必要な情報提供を行います。 また、図書館における男女共同参画関連図書の提供等により、町民の主体的な学習を支援します。	人権推進課 教育委員会
学習会や研修会などの開催	身近な地域から男女共同参画の意識を浸透させるため、各地区で開催している「町民人権学習会」〔p.26 参照〕等の学習機会を引き続き積極的に提供していくとともに、内容の充実に努めます。	総務課 人権推進課 教育委員会
	町が開催する講習会等については、年齢や子どもの有無などに関わらず誰もが参加しやすいよう、実施日時や場所の設定等についての工夫や託児サービスの整備に努めます。	全課

(3)あらゆる暴力の根絶

DV [p.26 参照] 等の暴力は犯罪であり重大な人権侵害です。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって DV が増加していることが深刻な問題となっています。DV 等の暴力の根絶に向けて、加害者にならないことはもちろん、被害者にも傍観者にもならないための教育や啓発を進め、暴力を許さないという機運の醸成を図ります。併せて、セクシュアルハラスメントをはじめとする各種ハラスメント [p.26 参照] 対策、性犯罪・性暴力対策に関する教育や啓発の推進を図ります。

また、和歌山県の男女共同参画課や配偶者暴力相談支援センター（和歌山県子ども・女性・障害者相談センター）、和歌山労働局等との連携を通して、DV や各種ハラスメントに関する相談支援体制の充実を図り、問題の早期解決に努めます。

①あらゆる暴力の防止に向けた情報の提供

項目	内容	担当課
人権意識の向上	DV やハラスメント等の防止に向けて、町民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発事業を継続的に実施します。	人権推進課
暴力の根絶に向けた意識啓発	11 月 12 日から 11 月 25 日の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、広報を通じた啓発や街頭での PR 等に取り組みます。	健康推進課 人権推進課
	4 月の「若年層の性暴力被害予防月間」等の機会を通じて、性暴力の防止に向けた啓発や相談窓口の周知を行います。 また、児童・生徒に対し、生命の大切さや互いを尊重する教育を推進するとともに、性被害の加害者や被害者にならないための教育の充実を図ります。	健康推進課 人権推進課 教育委員会
DV 等に関する学習情報の提供	チラシ等を活用し、県主催の学習会等の情報提供を行います。 また、県等と連携し、DV 等に関する知識の習得や DV 等被害者支援に結びつくような学習機会の提供に努めます。	健康推進課

②関係機関と連携した相談・支援体制の充実

項目	内容	担当課
DV[p.26 参照]等の早期発見・早期対応のための連携強化	健診や訪問の機会をとらえ、DV 等の実態把握に努めます。 また、関連機関や DV 被害者支援ボランティア等と連携し、被害者の心身両面のケアができる体制の構築を目指します。	健康推進課
	配偶者暴力相談支援センター（和歌山県子ども・女性・障害者相談センター）と連携し、DV 等の防止に向けた取り組みを進めます。	健康推進課 教育委員会
配偶者暴力相談支援センターや警察等との連携強化	DV 等の被害者に対して迅速かつ的確な支援を行うため、配偶者暴力相談支援センターや湯浅警察署、町民ボランティア等の関連機関・団体との連携を強化します。	健康推進課
DV やハラスメント [p.26 参照] 等の相談窓口及び相談方法等の周知	DV やハラスメント等の被害者が速やかに救済を求められるよう、県の相談窓口や相談方法を広報やホームページ、啓発チラシ等で紹介します。	健康推進課
庁内における連携体制の強化	DV 等に関する相談や通報窓口である健康推進課を中心として、DV 等の被害者が個々の状況に応じて必要な支援を受けられるよう、庁内各課が連携し、柔軟に対応できる体制の構築を図ります。	健康推進課

■成果目標

項目	現状	目標
男女共同参画や人権に関する広報の実施回数 ◆（１）①「男女共同参画に関する啓発」関連目標	１回 (H29～R3 年度累計)	年１回
男女共同参画や人権に関する講演会及び研修の実施回数 ◆（２）③「地域における学習機会の提供」関連目標	１回 (H29～R3 年度累計)	隔年１回以上

● 固定的な性別役割分担意識

性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」等、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

● 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）

過去の経験や見聞きしたことから、潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない考え方のこと。

● ゆあさ^{わいワイ}YYまつり

地域につながりを持ち、ふれあい、またその輪を広げることで、人権・福祉を大切に、健康長寿のまちづくりに寄与することを目的としたイベント。平成 30 年度以前に「ゆあさ愛あいまつり」、「総合センターまつり」の 2 つのイベントであったものを統合し、第 1 回は令和元年 11 月 2 日、3 日に開催された。

● 町民人権学習会

町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、すべての町民の人権を大切にするまちづくりの実現に寄与することを目的とし、湯浅町、湯浅町教育委員会、湯浅町人権尊重委員会の 3 者が主催する学習会。毎年、学習する人権課題を変えながら、全町民を対象に開催している。

● 湯浅町家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」

地域に根ざした家庭教育支援を行っている団体。地域の家庭教育支援員やスクールソーシャルワーカー等により構成されており、定期的な全戸訪問の実施や各家庭のニーズに応じた継続的な支援に取り組むとともに、教育と福祉の連携による 0 歳から義務教育終了までの切れ目のない支援を行っている。

● DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー、その他親密な関係にある（あった）人からの身体的、精神的、経済的、性的な苦痛を与える暴力的な行為や、心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

● ハラスメント

様々な場面における嫌がらせのことで、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、不利益を与えたりすることを指す。セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の種類がある。

湯浅町役場 男女共同参画研修会・職場環境アンケート

「男女共同参画社会」の実現に向けた、町役場内の取り組みとして、令和3年10月に職員研修会を実施しました。

町の現状と課題、多様な性やSDGsといった今日的な問題を概説し、それぞれの業務と男女共同参画との関連を学び、今後の取り組み方について考えました。



[研修会で寄せられた意見]

- ・ 男女共同参画は自分の業務と直接関係ないかと思っていたが、あらゆる分野で重要であることが分かりました。
- ・ 湯浅町における女性の就業率が意外に高く驚いた。日本全体の社会、経済においても男女差が生じないようになればと思いました。
- ・ 男女共同参画にむけて現状を変えるためには、多くの方々に現状を把握したうえで「自分はどうかりたいか」を自問自答してもらう機会が大切。自分の部署でもそうした社会問題を重視して取り組みたいと思います。

また、令和元年度及び令和3年度には、誰もが働きやすい職場の実現を目指して、「職場環境アンケート」を実施しました。

『管理職以上に昇進することについてどのようなイメージを持っていますか。』という設問に対しては、「責任が重くなる」を選択した回答が80.0%（住民アンケート56.4%）、「仕事と家庭の両立が困難になる」を選択した回答が56.4%（住民アンケート21.9%）と、仕事の負担を意識した傾向が目立ちました。

また、「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」[p.26 参照]について尋ねる質問のうち、『「親が単身赴任中」というと、父親を想像する』という設問については、80.3%が「そう思う」を選択（住民アンケート76.1%）するなど、課題のあることが分かりました。

その他、アンケートで寄せられた意見については、回答者を特定できないよう編集したうえで人事関係部署に報告するなど、庁内推進体制の充実に向けて活用しています。

基本方針 2 ともに支える 暮らしづくり

(1) 誰もが能力を発揮して働ける環境づくり

就労は希望する人生を過ごすための経済的基盤であり、働く場における男女共同参画は男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持っています。

働く場における男女共同参画を推進するため、町内の事業者に対して関連法令等やワーク・ライフ・バランス〔p.33 参照〕の取り組み事例を紹介するなど、誰もが働きやすい環境づくりを呼びかけます。

また、就労を希望する人が仕事上の責任を果たすとともに、望むバランスで家庭生活、社会活動等に参画することができるよう、子育てや介護支援の充実など、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを展開します。

① 働く場における男女共同参画の実現と女性の活躍推進

項目	内容	担当課
広報や啓発冊子等を利用した関連法令等の周知	国や県の啓発冊子等を活用し、事業者に対して男女雇用機会均等法をはじめとする関連法令等の周知を図ります。	ふるさと振興課
就労・労働相談窓口の紹介	就労に関する様々な悩みや不安を解決できるよう、ハローワークや県の労働相談等の窓口の紹介を行います。	ふるさと振興課
家族経営協定〔p.33 参照〕の導入支援	農業等の自営業で働く家族従事者の労働が適正に評価されるよう、家族経営協定に関する情報提供を行い、締結を促進します。	産業建設課

② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

項目	内容	担当課
多様な働き方を選択するための情報提供の充実	広報やホームページ等を活用し、ワーク・ライフ・バランス等の重要性を啓発します。	ふるさと振興課
ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介	湯浅町商工会と連携し、事業所に対してワーク・ライフ・バランスに関する取り組み事例を紹介するとともに、男性の育児・介護休業の取得促進に向けた啓発等を行います。	ふるさと振興課

項目	内容	担当課
子育てや介護を学ぶ機会の提供	男女がともに育児や介護を協力して担えるよう、子育て教室や介護講習会等を開催するとともに、夫婦での参加や家族での参加ができるような環境づくりに取り組みます。 また、一人でも多くの町民が参加できるよう、周知方法や開催方法についての検討を行います。	健康推進課 福祉課 人権推進課 教育委員会
各種保育サービスの拡充	子育てをしながら安心して仕事ができるよう、休日保育や病児・病後児保育等、町民のニーズに応じた多様な保育サービスの拡充に取り組みます。 また、それぞれの生活スタイルに合わせてサービスを選択できるよう、広報やホームページ、パンフレット等を活用して情報の提供を進めます。	教育委員会
子育て支援の充実	広報やホームページ等を活用し、子育てに関する情報提供を行います。 また、母子保健推進員や保健師による家庭訪問や子育て支援センターの事業等を通じて、子育て家庭の悩みや不安の軽減を図ります。	健康推進課 教育委員会

(2)誰もが安心して暮らすための支援の充実

社会情勢が大きく変化する中、貧困や社会的孤立など生活上の問題を抱える人が増加しています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大が経済社会全体に及ぼした影響は大きく、雇用情勢の急激な悪化により、非正規雇用の割合が高い女性の雇用や所得への影響が強くなっています。

このような中、高齢者や障がいのある人をはじめ、ひとり親家庭や非正規雇用で働く人等のあらゆる人が安心して生活することができる社会をつくっていくことが求められています。

また、多様性を認め合う社会に向けて、性的マイノリティ〔p.33 参照〕の人等に対する理解を深める取り組みや相談支援体制の充実が求められています。

すべての人が人権を侵害されたり、生きづらさを感じたりすることがなく、地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、抱える問題や状態に応じたきめ細かな支援を行います。

①ひとり親家庭や貧困等の問題を抱えた人への支援の充実

項目	内容	担当課
ひとり親家庭に対する生活支援策の充実	面接や健診の機会を活用し、子育てや生活上の悩み・不安に対する相談・助言等を行うとともに、必要に応じて適切な支援につなげます。	健康推進課
ひとり親家庭に対する経済的支援	広報やホームページ、町の相談窓口を通じ、県の児童扶養手当等の支援制度や助成制度の情報を提供するとともに、町としても児童手当の支給やひとり親家庭医療費の助成を実施します。	健康推進課
「子ども食堂」の運営支援	湯浅町母子福祉連合会を中心に「子ども食堂」の取り組みを進め、生活困窮家庭等の子どもに食事や居場所の提供を行います。	健康推進課

②高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備

項目	内容	担当課
福祉サービスの充実	高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスや生活支援の充実を図るとともに、その情報を広く周知します。	福祉課
家族介護者・介助者に対する支援	地域包括支援センターの事業や社会福祉協議会の取り組みの中で、家族介護者・介助者に対する支援の拡大を図ります。	福祉課
関連機関との連携強化による支援拡大	関係機関との連携により地域の見守り体制の強化を図り、高齢者や障がいのある人の安全・安心な生活の確保に努めます。	福祉課

③多様な性のあり方への理解の促進と支援

項目	内容	担当課
多様な性への理解促進	町民が多様な性に関する理解を深めることができるよう、教育や啓発活動を進めます。 また、庁内において性的マイノリティ〔p.33 参照〕の人に対してきめ細やかな対応ができるよう、町職員研修を実施します。	総務課 人権推進課 教育委員会
多様な性に関する相談支援	広報やホームページ等において、県の相談窓口等の情報提供に努めます。	人権推進課

(3)生涯を通じた健康支援

いきいきと充実した毎日を過ごすには、「健康寿命」を伸ばし、生涯を通じて心身ともに健康であることが不可欠です。「人生 100 年時代」を見据えて、すべての人が健康な生活を実現することができるよう、妊娠・出産等を含め、ライフステージの身体的特徴に応じた健康増進施策を展開し、町民の主体的な健康づくりの取り組みを支援します。

①妊娠・出産に関する支援の充実

項目	内容	担当課
性と生殖に関する正しい理解の促進	児童・生徒が生命の尊さや互いの性を尊重することの大切さを学ぶ機会を提供します。	教育委員会
性差を考慮した健康相談や情報提供の充実	妊娠・出産等の女性特有の健康に関する不安や悩みを解消するため、母子保健推進員等と協力し、保健センターでの相談体制の強化に努めます。	健康推進課
性感染症や望まない妊娠を防ぐための学習機会の提供	冊子の配布や講演会の開催等により、性感染症や望まない妊娠を防ぐための正しい知識の普及を図ります。	健康推進課 教育委員会

②生涯を通じた健康づくりへの支援

項目	内容	担当課
ライフステージに応じた健康づくりの推進	町民がライフステージに応じて、健康の保持・増進を図れるよう、母子保健や思春期の保健対策の充実に取り組むとともに、生活習慣病予防や介護予防の取り組みを推進します。 また、ライフステージや性別によって異なる健康課題に対応できるよう、相談機会の確保に努めます。	健康推進課 福祉課
自主グループへの支援	健康の保持・増進に取り組む町内の自主グループに対し、情報提供等の支援を行います。	健康推進課 福祉課
健診・検診の受診勧奨	広報やホームページ、各種教室の機会を活用し、町民の健康意識の向上を図ることで、健診や検診の受診へつなげます。	健康推進課

■ 成果目標

項目	現状	目標
男性職員の育児休業取得者数（町役場） ◆（１）②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進」関連目標	0 人 （R 2 年度）	1 人以上 （R 8 年度）
がん検診受診率 ◆（３）②「生涯を通じた健康づくりへの支援」 関連目標	乳がん：23.6% 子宮頸がん：33.8% （R 2 年度）	乳がん：30% 子宮頸がん：40% （R 8 年度）

■ ■ ■ 用語解説 ■ ■ ■

● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働き方の見直し等により、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

● 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めを行うもの。

● 性的マイノリティ

「身体の性」と「心の性」の不一致や同性を好きになるなど、性自認や性的指向が多数派とは異なる人のこと。セクシュアル・マイノリティなどともいう。

ひとり親家庭を笑顔に！「湯浅町母子福祉連合会」

近年、ひとり親家庭は増加の一途をたどっており、本町も例外ではありません。ひとり親の子育ては、家事や仕事を抱え余裕がなくなることも多く、また昨今の新型コロナウイルス感染症に伴う負担やストレスは、ひとり親家庭だけでなく、本町全体の子どものいる家庭にまで我慢を強いている状態です。

そんな町内のひとり親家庭や子どもたちを支援し、元気に子育てをしてもらいたいと活動しているのが、ひとり親経験者が参加している「湯浅町母子福祉連合会」です。コロナ禍においても感染症対策と両立して活動する方法を探し、交流を深めました。

○ 子ども食堂「しらゆりキッチン」

毎月第4日曜日に、主に小学生の子どものいる家庭を対象として子ども食堂を開催しています。ボランティアの方々と協力し、手作りの温かい食事を提供し、家族やお友達と食事を囲んで楽しい日曜日を過ごしてもらえるよう活動しています。また、節目にはクリスマス会や夏祭りなどのレクリエーションも準備しており、令和3年度のクリスマス会では、地元企業からクリスマスケーキや、お菓子などのプレゼントが配られました。



○ シーカヤック無料親子体験教室

令和3年度には、地元企業からの招待により、会員を対象としたシーカヤック教室を、栖原海岸にて開催しました。13名の親子が参加し、多くのボランティアの方々の協力とともに、シーカヤックやシュノーケルを体験しました。最後には、手作りのカレーライスを用意し、参加者全員で食べるなどしました。

○ ふれあい交流事業など日帰り遠足

会員を対象とした、親子で参加できる日帰り遠足を、毎年数回開催しています。令和3年度は、白浜エネルギーランドにて沢山の不思議に触れ、会員同士の交流を深めることができ、充実した遠足となりました。

○ ひとり親家庭入学を祝う会

毎年4月には、小・中・高校に進学をした会員の子どもの対象に、入学祝いの記念品を贈呈したりボウリング大会で親睦を深めたりなどし、新たな門出をお祝いしています。

基本方針 3 とともに創る まちづくり

(1)意思決定の場における男女共同参画の推進

男女共同参画のまちづくりを進めるためには、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、政策や方針決定過程において、男女の多様な意見・考え方を反映していくことが大切です。

庁内における政策・方針決定過程において、性別に偏らない多様な意見が反映されるよう、審議会への女性の参画促進や女性管理職の積極的登用及びあらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。

①意思決定の場への女性の参画促進

項目	内容	担当課
委員会や審議会への女性等の登用促進	町の委員会や審議会等における男女比等を考慮し、女性委員の登用に向けた環境づくりを進めます。	全課
女性職員の管理職登用のための基盤整備	政策への多様な意見・考え方の反映を図るため、役場における管理職への女性職員の登用に向けた環境づくりを進めます。	総務課

②様々な分野における女性の活躍促進

項目	内容	担当課
農業等を営む女性等の能力開発と活躍機会の拡大	農業や漁業等に携わる女性や若年層が経営方針の決定過程に参画することができるよう、関連機関と連携しながら、職業能力の開発と活躍機会の提供を行います。	産業建設課
相互の技術向上を目指した交流の促進	関係団体による交流を促進し、性別にとらわれない農業技術の向上を目指します。	産業建設課
産業に関わる女性の人材育成	男女共同参画の視点から、地域振興に取り組むとともに、産業に関わる女性の人材育成に努めます。	産業建設課
女性の主体的な活動への支援	女性の主体的な活動に対して、情報提供や相談支援等を行います。 また、各種団体について、町民に対して活動内容を紹介する機会を設けるなど、若年層をはじめとした新規会員の獲得を促進します。	全課
女性職員の意識向上・能力開発	県が主催するセミナー等への女性職員の参加を促進するとともに、本町でも女性職員に対する研修が実施できるよう、体制整備に取り組みます。	総務課 人権推進課

(2)男女がともに担う地域づくりの促進

活力のあるまちづくりを進めるには、男女双方が社会の対等な構成員として積極的に地域活動に参画していく必要があります。

性別に関わらず誰もが社会の一員として地域で活躍できるよう、関係団体等と連携し、地域における様々な活動に男女共同参画の視点を取り入れていきます。

また、多様な主体が連携・協働しながら地域の課題解決に向けた活動が行われるよう、人材の育成等の取り組みを進めます。

①男女共同参画の視点に立ったまちづくり

項目	内容	担当課
リーダーの育成	本町で男女共同参画を推進していくにあたってのリーダーとなる人材の育成に向けて、セミナー等の情報を周知し、参加を促進します。	人権推進課
地域活動における男女共同参画の推進	地域活動やボランティア活動等に男女双方の視点が生かされるよう、男女の平等な参画を呼びかけます。 また、広報やホームページ等を通じて、広く活動の情報を提供するとともに、一人でも多くの町民が活動に参加できるよう、日時や場所の設定等についての工夫や託児サービスの整備に努めます。	全課
男女共同参画の視点を取り入れたまちおこしの展開	男女共同参画の視点に立ち、男女がともにまちづくりに参画し、男女双方の意見が方針決定過程で反映されるような体制の整備に取り組みます。 また、若年層のまちづくりへの参加者の拡大を図ります。	政策企画課
庁内における男女共同参画の推進	懇話会の開催等により、男女共同参画関連施策の各課の取り組み状況を確認します。	人権推進課

②防災のまちづくりの推進

項目	内容	担当課
防災分野への女性等の参画促進	自主防災組織の結成にあたって必要な情報の提供や支援を行います。 また、災害時における支援や復興活動に男女双方の視点が活かされるよう、女性消防団員の採用や防災会議、避難所運営への女性の参画促進を進めます。	総務課
男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	男女別トイレや女性専用の更衣室、授乳室等の設置、生理用品の準備等、女性に配慮した避難所運営を行います。	総務課

■成果目標

項目	現状	目標
審議会等における女性委員割合 ◆（１）①「意思決定の場への女性の参画促進」 関連目標	21.2% （R3年度）	40%以上、60%以下 （R8年度） （国の目標数値）
町職員に占める女性管理職（課長・副課長相当職）割合 ◆（１）①「意思決定の場への女性の参画促進」 関連目標	16.7% （R3年度）	20% （R8年度）
自治会長に占める女性割合 ◆（２）①「男女共同参画の視点に立ったまちづくり」 関連目標	6.4% （R3年度）	20% （R8年度）

V 計画を着実に進めていくために

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての町職員が男女共同参画社会の形成を進めていくという共通認識を持つことが大切です。全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるため、町職員に対する学習機会を提供し、また、各種施策の効果的推進及び進行管理に努めます。

2 地域・事業者等との連携

町民自らが家庭や地域、職場等において男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、地域との連携の下、様々な媒体を通じた広報・啓発活動を行います。また、男女共同参画に関わる活動を行っている団体を把握し、各団体間及び団体と行政間それぞれの連携を強化し、着実に計画を実施できるように努めます。

その他、町内の各事業者等が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

3 多様な主体との連携

本計画の推進にあたり、国・県や他の自治体等との連携を図るとともに、本町からの情報発信に努めます。

また、外部有識者等で構成された男女共同参画基本計画策定委員会をはじめとした様々な主体と連携・協働することにより、男女共同参画に関する意識の向上と取り組みの促進を図ります。

1 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
改正 平成十一年七月十六日法律 第百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指

名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚

姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身

体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下

この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イ

からニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあって

ては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大

臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚

生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補足

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三法律第七二号)抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成二十七年九月四日法律第六十四号
令和元年六月五日法律第二十四号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 （第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護そ

の他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推

進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該

事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準

用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に

従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女

性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」

に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十五年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成23年1月28日告示第15号

改正 平成30年4月1日告示第3号

湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱を次のように定め、平成23年4月1日から適用する。

湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 湯浅町における男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を策定するにあたり、住民等の幅広い意見を聴取し反映させるため、湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に関する事項の研究、検討等
- (2) その他計画策定のために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、関係団体の代表者及び公募による応募者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に規定する協議任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初で開催される会議は、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

前 文（抄）（平成30年4月1日告示第3号）

平成30年4月1日から適用する。

5 第3次湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	団体名	分類
委員長	金川 めぐみ	和歌山大学	学識経験者
副委員長	星山 俊二	湯浅町人権尊重委員会	関係機関
委員	磯岡 靖美	NPO 法人ヒューマンライツゆあさ	地域活動団体
〃	蔵 裕慶	湯浅公共職業安定所	関係機関
〃	千福 昌代	湯浅町民生児童委員連絡協議会	関係機関
〃	中岡 徹	和歌山県有田振興局	関係機関
〃	西峯 恵美	北栄婦人会	地域活動団体
〃	東浦 真衣子	和歌山県教育庁	関係機関
〃	宮井 義和		公募委員
〃	山本 有希子	横田郵便局	事業所（企業）

6 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和3年8月20日	●第1回湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会の実施 ・男女共同参画基本計画について ・男女共同参画に関する住民アンケート
令和3年10月1日～15日	●住民アンケート調査の実施
令和3年11月	●中学生アンケート調査の実施 ●事業所アンケート調査の実施
令和3年11月29日	●第2回湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会の実施 ・第3次湯浅町男女共同参画基本計画骨子案について
令和4年1月21日	●第3回湯浅町男女共同参画基本計画策定委員会の実施 ・第3次湯浅町男女共同参画基本計画素案について
令和4年2月7日～18日	●パブリックコメントの実施

第3次湯浅町男女共同参画基本計画

発行年月：令和4年3月

編集・発行：湯浅町 人権推進課

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 2707-1

TEL:0737-64-1126 FAX:0737-63-3792

第3次湯浅町男女共同参画基本計画

